

尼崎市青少年協議会市民委員募集要項

1 趣旨

本市では、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項の調査・審議を行う付属機関として、尼崎市青少年協議会を設置しています。

令和5年度からは、地方青少年問題協議会法第2条に規定する事務をつかさどるほか、尼崎市子ども・若者応援基金条例第1条に規定する子ども・若者応援補助金事業（※）に関する事項について調査・審査することを追加し、若者の意見を取り入れるため若者の市民委員も委嘱し、委員として協議に参加していただいております。

尼崎市青少年協議会条例第5条より、委員の任期が2年であることから、任期満了に伴い、次のとおり若者の市民委員の募集を行います。

※ 子ども・若者応援補助金事業について

若者が企画し、若者自身が取り組んでみたい活動（例：推しと献血活動、メイクできっかけづくり、ユースで炊き出し、みんなで〇〇やってみたなど）や、子ども・若者の育成支援に取り組む団体の活動（例：子ども食堂・居場所カフェ・ひきこもりの子ども・若者支援など）等を補助する事業。

青少年協議会では、これらの活動についての若者等からの提案を聞き、実際に補助するかどうかの審査を行います。

2 対象者

令和7年4月1日現在、15歳から29歳の市内在住・在学・在勤の方（下記①②の両方を満たす方）

- ① 平成7年4月2日から平成22年4月1日までに生まれた方
- ② 尼崎市にお住まいか、尼崎市内の学校に通われているか、尼崎市にお勤めの方

3 募集定員

3名

4 募集期間

令和7年4月14日（月）～令和7年5月9日（金）【午後5時まで（必着）】

5 応募書類

尼崎市青少年協議会 市民委員申込書（様式あり）

上記様式については、市のホームページから印刷いただけます。

6 応募方法

応募書類に必要事項を記入いただき、直接持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法にて、応募先まで提出してください。

なお、直接持参される場合は、平日（土日祝日除く）午前9時から午後5時までの受付となります。
また、郵送の場合においては、令和7年5月9日（金）必着となります。

7 選考方法

申込書にある「応募する理由」など記入内容について、参加意欲や積極性などの観点から評価を行うほか、幅広い世代から意見聴収するため、学生や社会人、また年齢なども考慮し選考します。

8 留意事項

- (1) 任期は、原則として2年間で、令和7年7月から令和9年7月までを予定しています。
- (2) 協議会（全体会）のほか、部会（子ども・若者応援補助金事業の調査・審査）にも、ご参加いただく予定としています。（会議予定回数：5～6回程度/年、会議目安時間：約2時間/回）
- (3) 会議は、午後6時から午後8時頃を予定しています。
- (4) 会議への出席ごとに、10,000円をお支払いいたします。（所得税は源泉徴収いたします。）
- (5) 協議会では、子ども・若者応援補助金の審査も行うため、公平・公正な審査を行う観点から、当補助金の応募を予定されている方や、その関係者（親族、応募団体役員及び会員等）の方の市民委員への応募はご遠慮いただきますようお願いいたします。また、市民委員の内示・委嘱後に、当補助金の応募者等であることが判明した場合においては、市民委員の辞退等いただくこともありますのでご了承ください。

9 応募先及び問い合わせ先

尼崎市 こども青少年局 こども青少年部 こども青少年課（担当：土家） 〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番5号 アマガリ3階 TEL：06-6423-9996 FAX：06-6409-4355 Eメール：ama-kodomoseisyounen@city.amagasaki.hyogo.jp
--